

さいたま市における公共事業評価について

令和元年11月22日（金）
さいたま市

目次

1) さいたま市における公共事業評価について

1 - 1) 事業評価の目的

1 - 2) 事業評価の対象

1 - 3) 各事業評価

1 - 4) 事業進ちよくと事業評価の関係 《単独事業》
《社会資本総合整備計画》

《参考》本市における社会資本総合整備計画

2) さいたま市公共事業評価審議会について

2 - 1) 審議会設置の趣旨

2 - 2) 委員の組織・任期

2 - 3) 会議の公開（傍聴）

2 - 4) 審議会を依頼する場合のスケジュール（案）

○審議会における確認事項

1) さいたま市における公共事業評価について

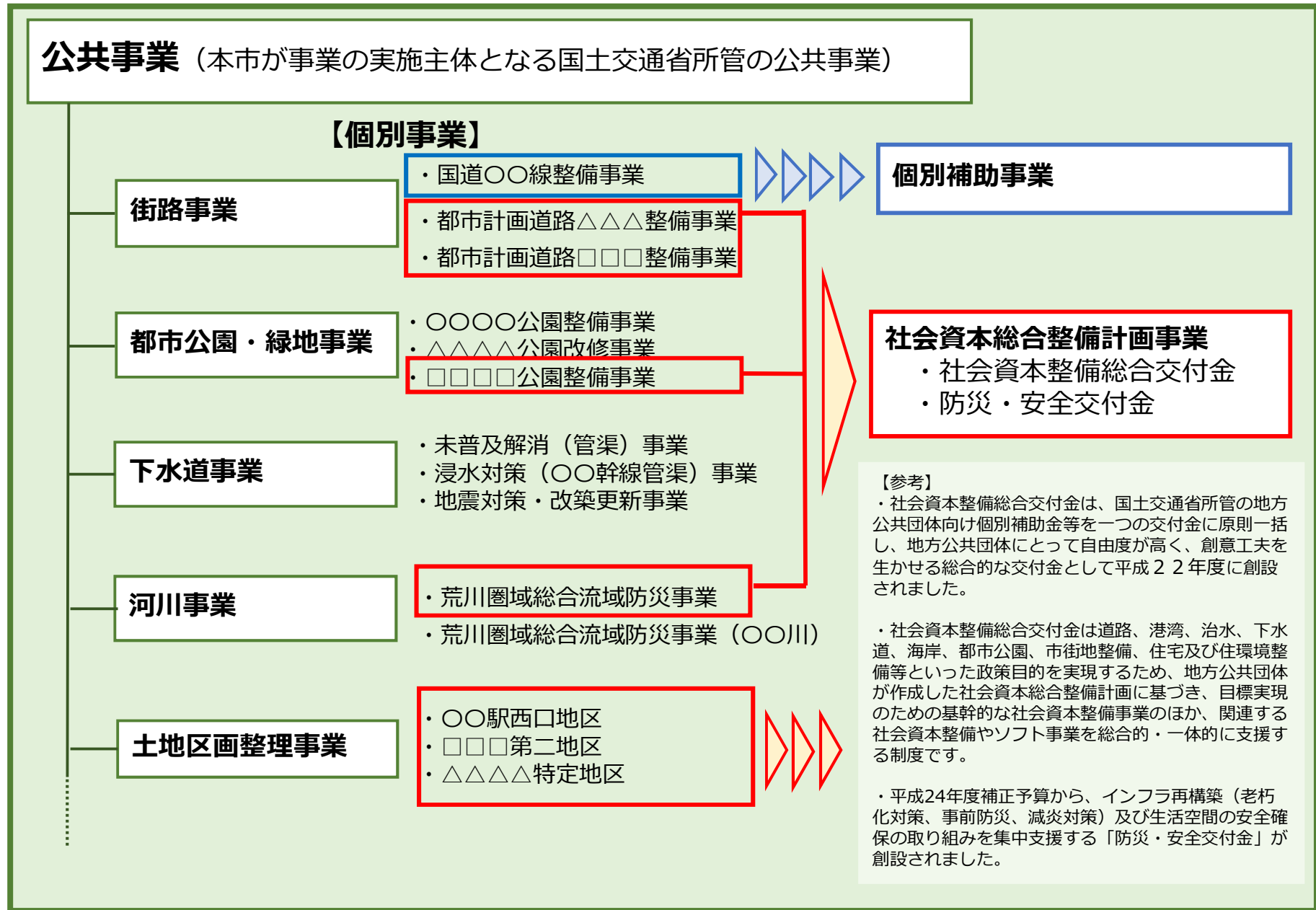
1 - 1) 事業評価の目的

目的 1 : 市民本位の効率的で質の高い行政の実現

目的 2 : 市民の視点に立った成果重視の行政の推進

目的 3 : 市民に対する説明責任の徹底

1 - 2) 事業評価の対象

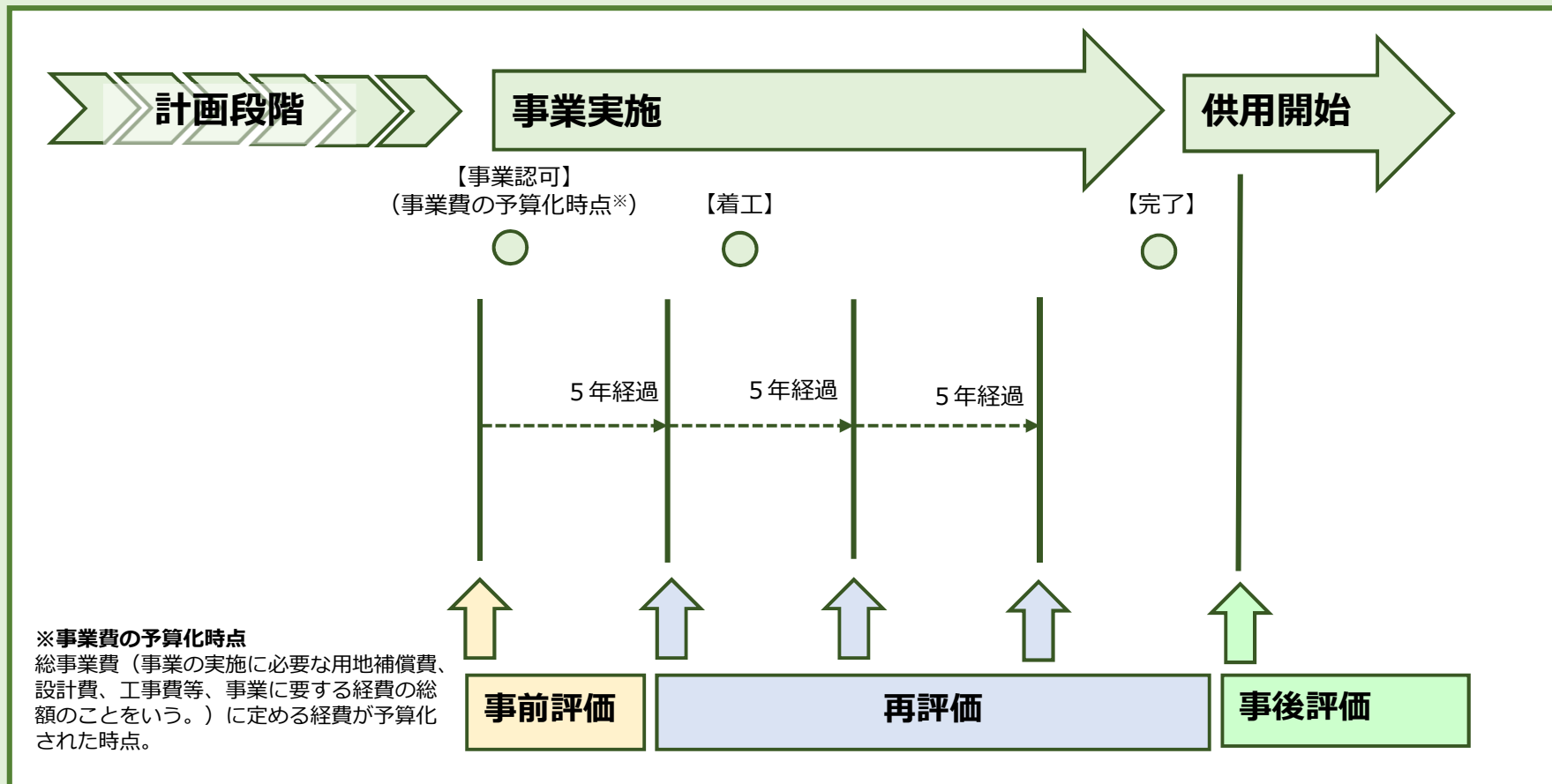


1 - 3) 各事業評価の説明

	事前評価	再評価	事後評価
概要	事業着手の妥当性の評価	事業継続の是非の評価	事業効果の確認 同種事業へのフィードバック
内容	新たに事業費を予算化する事業等について、事業の必要性や効果、実行性等の視点から事業実施の妥当性を判断するために行う評価	事業計画（基本構想・基本計画）策定後一定期間が経過した後も未着手である事業、事業着手後一定期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業の進捗状況や事業をめぐる社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業の必要性や効果等の視点から事業継続の是非を判断するために行う評価	事業完了後一定期間を経過した事業について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させるために行う評価
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> 解決すべき課題や背景の把握及びその原因分析 達成すべき目標の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業の進ちよく状況や見込み コスト縮減や代替案立案等の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 事業効果の発現状況 事業による環境の変化 改善措置の必要性 同種事業の計画・調査のあり方
対象事業	単独事業：○ 社会資本総合整備計画：○	単独事業：○ 社会資本総合整備計画：×	単独事業：○ 社会資本総合整備計画：○

1 - 4) 事業進捗と事業評価の関係 《単独事業の場合》

○単独事業



（事業評価の手法）『さいたま市公共事業評価実施要綱第5条』

第5条 事業評価の評価手法は、次の各号によるものとする。

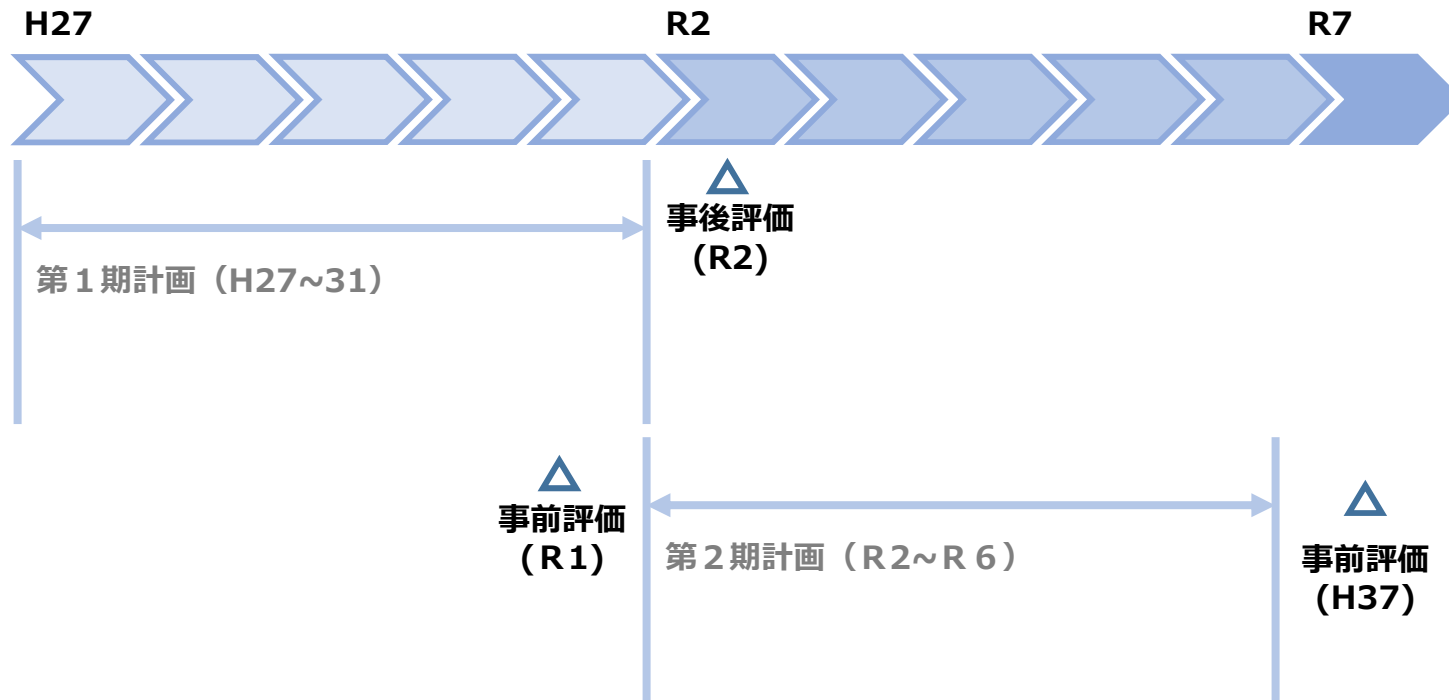
- (1) 国が求める事業については、国が策定した評価手法を用いる。
- (2) 国が求める事業以外の事業については、国が策定した評価手法に準ずる。
- (3) 事業の特殊性等により上記の評価手法の採用が困難な場合には、他の方法により事業評価を行うことができるものとする。
- (4) その他必要に応じて、評価項目を加えることができるものとする。

1-4) 事業進捗と事業評価の関係 《社会資本総合整備計画の場合》

○社会資本総合整備計画

【計画期間】

第1期計画：平成27～31年（5年間）／第2期計画：R2～R6年（5年間）



社会資本整備総合交付金は、個々の事業のアウトプット（事業箇所数等）ではなく、計画全体のアウトカムに着目することを制度の特長としており、計画の目標や定量的指標についても同様の考え方で設定することが望ましいため、国から、『社会資本総合整備計画の目標及び定量的指標の例について（平成27年12月24日付、国土交通省大臣官房事務連絡）』を参考に、事業評価等を行うことが求められます。

○道路事業の場合

【望ましい目標例】渋滞損失時間の減少 ⇔ 【望ましくない目標例】事業実施延長の増加

《参考》本市における社会資本総合整備計画

	事業名	計画所管課	計画年度
社会資本整備総合交付金	2-1 高齢者、障害者等の移動の円滑化に資する環境整備	交通政策課	H26~H30 (5年間)
	2-2 さいたま市における緑の保全と創出	都市公園課	H27~R1 (5年間)
	2-3 日進駅周辺地区(2期)都市再生整備計画	市街地整備課	H27~R1 (5年間)
	2-4 大宮駅周辺地区都市再生整備計画	市街地整備課	H28~R2 (5年間)
	2-5 住宅開発に係る基盤整備(第2期)	市街地整備課	H28~R1 (4年間)
	2-6 活力ある都市活動を支える都市基盤の整備(第2期)	市街地整備課	H31~R5 (5年間)
	2-7 地域特性に合わせて市街地機能を高める、安全で快適なまちづくり(第2期)	市街地整備課	H27~R1 (5年間)
	2-8 主要渋滞箇所対策におけるICアクセス道路等の整備(第2期)	道路計画課	H31~R5 (5年間)
	2-9 さいたま市地域住宅整備計画	住宅政策課	H28~R2 (5年間)
	2-10 さいたま市の水環境向上に貢献する下水道整備<第2期>	下水道計画課	H28~R2 (5年間)
	2-11 さいたま市の水環境向上に貢献する下水道整備<第2期>(重点計画)	下水道計画課	H30~R2 (5年間)
	2-12 美園地区都市再生整備計画	市街地整備課	H31~R5 (5年間)

《参考》本市における社会資本総合整備計画

		事業名	計画所管課	計画年度
防災・安全交付金	3-1	さいたま市の安全・安心な都市づくり（防災・安全）	市街地整備課	H28~H32 (5年間)
	3-2	安心・安全なみちづくり（第2期）（防災・安全）	道路環境課	H29~R3 (5年間)
	3-3	道路施設の的確な老朽化・地震対策（防災・安全）	道路環境課	H29~R3 (5年間)
	3-4	緊急輸送道路の防災対策（防災・安全）	道路環境課	H29~R3 (5年間)
	3-5	生活空間における交通安全対策（防災・安全）	道路環境課	H29~R3 (5年間)
	3-6	地域に密接した緊急病院のアクセス向上及び安全な道路空間の確保を図る道路整備（防災・安全）	道路計画課	H26~H30 (5年間)
	3-7	さいたま市における浸水対策の解消を図る治水対策の推進（防災・安全）	河川課	H29~R2 (4年間)
	3-8	さいたま市における安全・安心な居住環境の整備（第二期）（防災・安全）	建築総務課	H28~R2 (5年間)
	3-9	さいたま市地域住宅整備計画（防災・安全）	住宅政策課	H31~R4 (4年間)
	3-10	さいたま市の安全な都市をつくる下水道整備<第2期>（防災・安全）	下水道計画課	H28~R2 (5年間)
	3-11	さいたま市の安全な都市をつくる下水道整備<第2期>（防災・安全）（重点計画）	下水道計画課	H30~R2 (3年間)

2) さいたま市公共事業評価審議会について

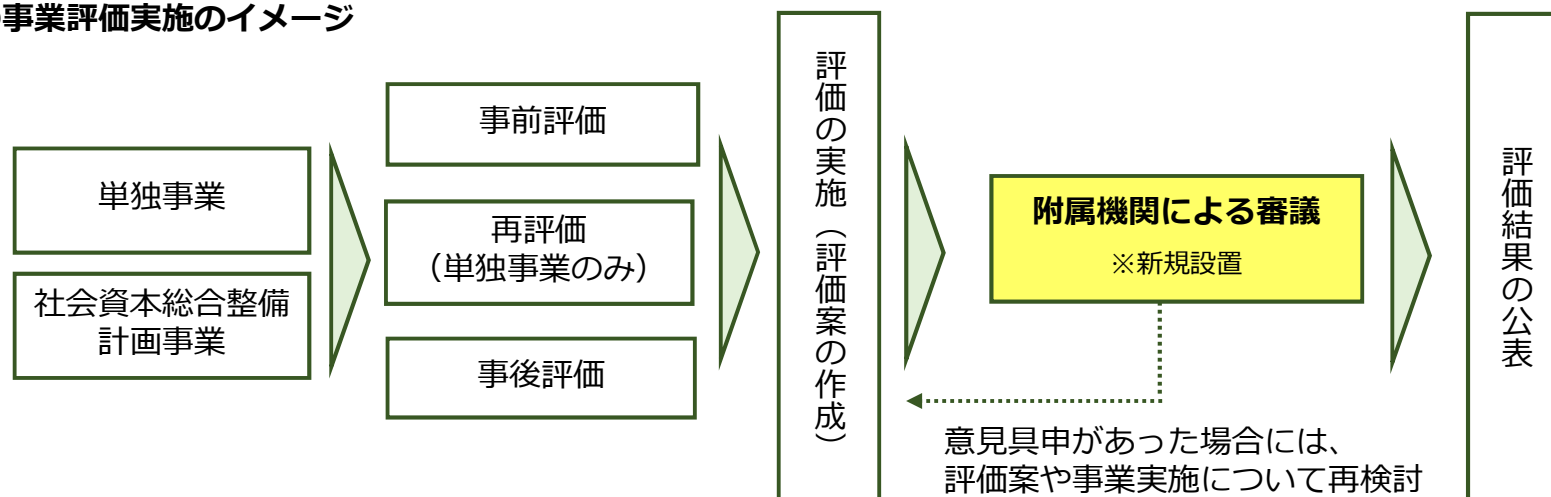
2-1) 審議会設置の趣旨

さいたま市公共事業評価審議会条例 第1条（設置）

市長の諮問に応じ、市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公共事業評価審議会を設置する。

市が作成した事業評価案に対する『審議』及び『意見具申』

○事業評価実施のイメージ



2-2) 委員の組織・任期

さいたま市公共事業評価審議会条例 第2条（組織）

- 1 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、広く公共事業に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

さいたま市公共事業評価審議会条例 第3条（任期）

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2-3) 会議の公開（傍聴）

さいたま市公共事業評価審議会運営規程 第4条（会議の公開）

審議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は審議会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

【補足】 公開しないことができる場合（さいたま市情報公開条例第7条第4号）

- ・市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、不開示とすることができます。

さいたま市公共事業評価審議会運営規程 第5条（会議録）

○会議録に記載する事項

（1）審議会の日時及び場所／（2）出席した委員／（3）審議の経過

会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

審議会に審議を依頼する場合のスケジュール（案）



○審議会における確認事項

1. 審議会の運営・傍聴について

○事務局案

- ・資料2『さいたま市公共事業評価審議会運営規程』及び資料3『さいたま市公共事業審議会傍聴要領』のとおりとしてよいか。

2. 現地視察について

○事務局案

- ・事業を中止するなど大幅な計画見直しを行う場合や、社会経済情勢等の変化により、事業を取り巻く状況が大きく変わる場合に、各委員の方々のご意見も参考とし、実施。

3. 意見具申の場合の対応について

○事務局案

- ・委員の方々からいただいたご意見を参考に、事業所管課で見直し等の対応を実施。そのうえで、翌年度の審議会に、対応状況を報告。

4. 審議会前の事前説明について

○事務局案

- ・審議会の1か月前に、メールにて資料を送付。事前説明が必要な委員の方は、個別に事務局あてにご連絡いただき、日程調整を実施。

5. 議事録等の確認について

○事務局案

- ・本日、委員長より、事前に確認（署名）いただく2名を指名していただき、会議開催後、事務局より各委員の方々へ、会議録を送付し、確認いただいた後、各委員の方々へ送付。